

令和4年度一般会計補正予算（第9号）案の概要

一般会計補正予算（第9号）案は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響や既決予算編成後において生じた情勢の変化に伴い、緊急に措置しなければならないものに対応するため、編成しました。

【1】 予算規模

単位：百万円

区 分	補正前予算額	補 正 額	補正後予算額
一 般 会 計	3,935,620	40,680	3,976,300

○一般会計補正予算の財源内訳

国庫支出金	27,923	百万円	
その他	8,187	百万円	
一般財源（財政調整基金）	4,570	百万円	

○補正後の財政調整基金残高（令和4年度末見込み） 1,039 億円

【2】 補正項目

（単位：千円）

1 新型コロナウイルス感染症対策関係 18,182,389

○ 高齢者施設等への支援 18,182,389
【福祉部】

新型コロナウイルス感染症により施設内療養を行う高齢者施設等に対し、支援に必要な経費について、国制度の対象期間の延長に伴い増額するとともに、府独自の支援について申請状況を踏まえ増額。

2 物価高騰等対策関係 11,465,690

○ 福祉施設職員等への支援 5,060,000
【福祉部】

感染拡大に伴う業務上の負担に加え、物価高騰の影響による生活上の負担が増加している介護・障がい・保育施設等の福祉施設職員等を支援するため、1万円分のギフトカードを配付。

- 福祉施設、医療機関、私立学校等への支援 5,905,690
【福祉部、健康医療部、教育庁】
福祉施設、医療機関、私立学校等を支援するため、光熱費の一部を支援。

- 中小企業のLED照明導入の促進 500,000
【環境農林水産部】
中小企業の脱炭素化や電気料金の削減による経営力強化を支援するため、LED照明の設置補助に要する費用を増額。

3 その他 11,032,159

- 2023年G7貿易大臣会合の推進 18,742
【政策企画部】
2023年G7貿易大臣会合の開催に向けて、府・堺市・経済界で構成する推進協力協議会を設置し、府民、事業者への周知や大阪・堺の魅力PR等を実施。

- 選挙執行費 13,417
〔債務負担行為 21,589千円〕
【総務部】
令和5年度に予定している府知事選挙及び府議会議員選挙について、物価高騰等の影響により、公報等に必要経費を増額。
<債務負担行為：令和4～5年度 21,589千円>

- 観光関連事業者への支援 11,000,000
【府民文化部】
観光関連事業者を支援するため、府内での宿泊プラン等の割引及び府内で使えるクーポンを付与するキャンペーンの実施に要する費用を増額。

- 中之島GATEターミナルの整備 0
〔債務負担行為 35,000千円〕
【府民文化部】
2025年大阪・関西万博に向け、中之島GATEエリアに海と川の結節点としての乗換ターミナル機能を有する船着場を整備するため、設計にかかる債務負担行為を設定。
☑債務負担行為：令和4～5年度 35,000千円>

令和4年度一般会計補正予算(第9号)【計数表】

1 歳 出

(1)性質別内訳

単位:百万円

区 分	補正前予算額	補正額	補正後予算額
義務的経費	1,117,328	1	1,117,329
人件費	701,628	1	701,629
一般施策経費	2,338,608	40,679	2,379,287
補助金等	1,218,703	31,491	1,250,195
積立金	33,554	8,187	41,741
その他	317,679	1,001	318,680
合 計	3,935,620	40,680	3,976,300

(2)部局別内訳

単位:百万円

部 局 名	補正前予算額	補正額	補正後予算額
政策企画部	48,035	19	48,054
総務部	25,482	13	25,496
府民文化部	33,775	11,000	44,775
福祉部	411,433	26,597	438,030
健康医療部	783,624	2,442	786,067
環境農林水産部	20,061	500	20,561
教育庁	559,920	109	560,028
合 計	3,935,620	40,680	3,976,300

2 歳 入

(1)項目別内訳

単位:百万円

区 分	補正前予算額	補正額	補正後予算額
国庫支出金	856,354	27,923	884,278
その他	1,099,241	12,757	1,111,998
財政調整基金	208,299	4,570	212,870
その他	132,769	8,187	140,955
合 計	3,935,620	40,680	3,976,300

※各表においては、端数処理の関係上、合計と内訳が一致しない場合がある。

※計数表においては、補正額のある項目のみを記載している。

大阪府公安委員会委員の任命について同意を求める件

[公安委員会委員]

<p style="text-align: center;">現 委 員</p> <p style="text-align: center;">(生年月日・年齢 現 職 等 (任 期))</p>	<p style="text-align: center;">新 委 員 (案)</p> <p style="text-align: center;">(生年月日・年齢 現 職 等 (任 期))</p>
<p>たか せ けい こ 高 瀬 桂 子</p> <p>昭和 27 年 6 月 27 日生 70 歳</p> <p>弁護士</p> <p>1 期目 : H25. 12. 20～H28. 12. 19</p> <p>2 期目 : H28. 12. 20～R 元. 12. 19</p> <p>3 期目 : R 元. 12. 20～R 4. 12. 19</p>	<p>き むら とも こ 木 村 知 子</p> <p>昭和 44 年 10 月 30 日生 53 歳</p> <p>弁護士</p> <p>1 期目 : R 4. 12. 20～R 7. 12. 19</p>

※ 年齢は令和 5 年 3 月 31 日時点での年齢

(公安委員会委員)

略 歴

住 所 箕面市

木 村 知 子
昭和44年10月30日生

平成 5年 3月	同志社大学法学部卒業
同 13年10月	大阪弁護士会入会
同 20年 7月	木村知子法律事務所代表（現在に至る。）
同 22年 4月	箕面市情報開示審査会委員（現在に至る。）
同 26年12月	箕面市建築紛争あっせん委員会委員（現在に至る。）
令和 3年 6月	株式会社浅沼組社外監査役（現在に至る。）

(選任理由)

- ・木村氏は21年にわたり弁護士として活躍されており、刑事事件及び民事事件の双方に精通し、法律実務面において極めて高い見識を有している。
- ・また、箕面市の情報開示審査会委員、建築紛争あっせん委員会委員として行政事務にも携わっているほか、株式会社の社外監査役を務める等、幅広く活躍され、経験も豊富な人物である。
- ・公安委員会では、許認可等に基づく各種処分、犯罪被害者等給付金の支給裁定等、法令に基づく様々な審議等を適正かつ速やかに執り行う必要があり、木村氏の幅広い知識と経験、さらには女性からの視点での意見も期待され、公安委員として適任である。

大阪府収用委員会委員及び予備委員の任命について同意を 求める件

[収用委員会委員及び予備委員]

現 委 員 〔 生年月日・年齢 現 職 等 (任 期) 〕	新 委 員 (案) 〔 生年月日・年齢 現 職 等 (任 期) 〕
<p>おかもと もり ひろ 岡 本 森 廣</p> <p>昭和 24 年 4 月 27 日生 73 歳</p> <p>一級建築士</p> <p>1 期目 : H28. 12. 21 ~ R 元. 12. 20</p> <p>2 期目 : R 元. 12. 21 ~ R4. 12. 20</p>	<p>再 任</p> <p>3 期目 : R4. 12. 21 ~ R7. 12. 20</p>
<p>しもむら とし え 下 村 信 江</p> <p>昭和 43 年 6 月 16 日生 54 歳</p> <p>近畿大学法学部教授</p> <p>1 期目 : H28. 12. 21 ~ R 元. 12. 20</p> <p>2 期目 : R 元. 12. 21 ~ R4. 12. 20</p>	<p>再 任</p> <p>3 期目 : R4. 12. 21 ~ R7. 12. 20</p>

<p>にし かわ かつ たか 西 川 和 孝</p> <p>昭和30年3月30日生 68歳</p> <p>不動産鑑定士</p> <p>1期目：H29. 2. 1～R2. 1. 31</p> <p>2期目：R2. 2. 1～R5. 1. 31</p>	<p>再 任</p> <p>3期目：R5. 2. 1～R8. 1. 31</p>
<p>かつ い えい こ 勝 井 映 子</p> <p>昭和43年11月2日生 54歳</p> <p>弁護士</p> <p>1期目：R元. 12. 21～R4. 12. 20</p>	<p>再 任</p> <p>2期目：R4. 12. 21～R7. 12. 20</p>
<p>(予備委員：第1順位)</p> <p>いり え ひろし 入 江 寛</p> <p>昭和39年6月17日生 58歳</p> <p>弁護士</p> <p>1期目：R元. 12. 21～R4. 12. 20</p>	<p>再 任</p> <p>2期目：R4. 12. 21～R7. 12. 20</p>
<p>(予備委員：第2順位)</p> <p>みつ おか まさ し 光 岡 正 史</p> <p>昭和40年1月6日生 58歳</p> <p>不動産鑑定士</p> <p>1期目：H29. 2. 1～R2. 1. 31</p> <p>2期目：R2. 2. 1～R5. 1. 31</p>	<p>再 任</p> <p>3期目：R5. 2. 1～R8. 1. 31</p>

※ 年齢は令和5年3月31日時点での年齢

(収用委員会委員)

略 歴

住 所 奈良県奈良市

おか もと もり ひろ
岡 本 森 廣

昭和24年4月27日生

昭和48年 3月	大阪工業大学短期大学部卒業
同 48年 3月	全日本コンサルタント株式会社入社
同 53年11月	一級建築士登録
同 63年 4月	社団法人大阪府建築士会理事
平成 6年11月	全日本コンサルタント株式会社技術部課長
同 13年 4月	社団法人大阪府建築士会常任理事
同 16年11月	全日本コンサルタント株式会社技術部次長
同 17年 4月	社団法人大阪府建築士会副会長
同 20年 4月	社団法人日本建築士会連合会総務企画副委員長
同 24年 4月	社団法人大阪府建築士会会長
同 25年 4月	公益社団法人大阪府建築士会会長（現在に至る。）
同 26年 4月	全日本コンサルタント株式会社技術部調査役
同 26年 4月	公益社団法人日本建築士会連合会副会長
同 26年 8月	中央建築士審査会委員
同 28年12月	大阪府収用委員会委員（現在に至る。）
令和 3年11月	株式会社長田建築事務所入社（現在に至る。）
同 4年 6月	公益社団法人日本建築士会連合会副会長（現在に至る。）

(選任理由)

- ・岡本氏は、平成28年12月21日に収用委員会委員に選任された者。
- ・一級建築士として44年にわたる活動実績を有し、(公社)日本建築士会連合会副会長等の要職を歴任している。設計業務監理業の有数の専門家としての高い見識を基に、適切な審理指揮と公正な判断を行い、委員会の適正かつ円滑な運営に寄与している。

(収用委員会委員)

略 歴

住 所 兵庫県川西市

しもむらとしえ
下村信江

昭和43年6月16日生

平成	4年	3月	大阪大学法学部卒業
同	6年	3月	大阪大学大学院法学研究科博士前期課程修了
同	7年	6月	大阪大学大学院国際公共政策研究科文部教官・助手
同	9年	4月	帝塚山大学法政策学部専任講師
同	11年	3月	大阪大学大学院法学研究科博士後期課程修了
同	13年	4月	帝塚山大学法政策学部助教授
同	16年	4月	近畿大学大学院法務研究科助教授
同	19年	4月	近畿大学大学院法務研究科教授
同	20年	5月	大阪府個人情報保護審議会委員
同	25年	4月	大阪府建築審査会委員
同	26年	4月	近畿大学法科大学院長補佐
同	28年	12月	大阪府収用委員会委員（現在に至る。）
令和	2年	4月	近畿大学法学部法律学科教授（現在に至る。）

(選任理由)

- ・下村氏は、平成28年12月21日に収用委員会委員に選任された者。
- ・民法、とりわけ物権法の有数の専門家として、豊富な公職経験と高い見識を基に、適切な審理指揮と公正な判断を行い、委員会の適正かつ円滑な運営に寄与している。

(収用委員会委員)

略 歴

住 所 堺市堺区

にし かわ かず たか
西 川 和 孝

昭和 30年 3月 30日生

昭和 52年 3月	関西大学法学部卒業
同 52年 4月	西川商事株式会社入社
平成 2年 10月	株式会社南大阪不動産鑑定所入社
同 6年 3月	不動産鑑定士名簿登録
同 6年 4月	成邦不動産鑑定株式会社代表取締役（現在に至る。）
同 8年 9月	国土交通省地価公示評価員（現在に至る。）
同 9年 4月	大阪府地価調査評価員（現在に至る。）
同 12年 4月	堺簡易裁判所民事調停委員（現在に至る。）
同 21年 4月	社団法人大阪府不動産鑑定士協会会長
同 22年 4月	大阪地方裁判所民事調停委員（現在に至る。）
同 23年 3月	大阪府収用委員会予備委員
同 25年 5月	近畿不動産鑑定士協会連合会会長
同 25年 6月	公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会常務理事
同 29年 2月	大阪府収用委員会委員（現在に至る。）
令和 元年 6月	公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会副会長（現在に至る。）

(選任理由)

- ・西川氏は、平成29年2月1日に収用委員会委員に選任された者。
- ・不動産鑑定士として28年にわたる活動実績を有し、(公社)日本不動産鑑定士協会連合会副会長等の要職を歴任している。豊富な公職経験と高い見識を基に、適切な審理指揮と公正な判断を行い、委員会の適正かつ円滑な運営に寄与している。

(収用委員会委員)

略 歴

住 所 大阪市都島区

かつ い えい こ
勝 井 映 子
昭和43年11月2日生

平成 4年 3月	東京大学法学部卒業
同 7年 4月	大阪弁護士会入会
同 7年 4月	大阪弁護士会子どもの権利委員会委員（現在に至る。）
同 17年 4月	大阪弁護士会法教育委員会委員（現在に至る。）
同 18年 4月	大阪市児童虐待防止支援委員会委員
同 20年12月	大阪市教育委員会委員
同 24年 6月	日本弁護士連合会市民のための法教育委員会委員（現在に至る。）
同 25年 4月	兵庫県川西市子ども的人権オンブズパーソン
同 26年 4月	大阪府教育委員会スクールロイヤー（現在に至る。）
同 27年 6月	交野女子学院視察委員会委員長
同 28年 7月	和歌山県教育委員会学校サポートチーム構成員（現在に至る。）
同 30年 2月	大阪府収用委員会予備委員
令和 元年12月	大阪府収用委員会委員（現在に至る。）

(選任理由)

- ・勝井氏は、令和元年12月21日に収用委員会委員に選任された者。
- ・弁護士として27年にわたる活動実績や、豊富な公職経験を有している。民事法分野に係る卓越した見識を基に、適切な審理指揮と公正な判断を行い、委員会の適正かつ円滑な運営に寄与している。

(収用委員会予備委員)

略 歴

住 所 兵庫県西宮市

いり え ひろし
入 江 寛

昭和39年6月17日生

昭和62年	3月	中央大学法学部卒業
平成6年	4月	大阪弁護士会入会
同15年	4月	大阪弁護士会常議員
同20年	10月	大阪家庭裁判所家事調停委員（現在に至る。）
同21年	3月	日本弁護士連合会代議員
同27年	4月	大阪弁護士会副会長
同27年	4月	近畿弁護士連合会理事
同28年	4月	大阪弁護士会公益活動推進委員会委員長
同28年	4月	大阪弁護士会会員サポート窓口運営委員会委員長
同29年	4月	尼崎市職員適格性審査委員会委員（現在に至る。）
同29年	10月	日本弁護士連合会所有者不明土地問題等に関するワーキンググループ委員
同30年	4月	大阪弁護士会空家等対策プロジェクトチーム座長
同30年	4月	茨木市空家等対策協議会委員（現在に至る。）
同31年	4月	大阪府建設工事紛争審査会委員（現在に至る。）
令和元年	12月	大阪府収用委員会予備委員（現在に至る。）
同2年	4月	大阪弁護士会相続財産管理人制度プロジェクトチーム座長
同2年	4月	大阪市公正職務審査委員会委員（現在に至る。）
同3年	4月	大阪弁護士会弁護士法二十三条照会審査室室長（現在に至る。）

(選任理由)

- ・入江氏は、令和元年12月21日に収用委員会予備委員に選任された者。
- ・弁護士として28年にわたる活動実績や、不動産分野の法的諸問題に係る卓越した見識、豊富な公職経験を有しており、本委員就任後の適正かつ公正な判断が期待できる。

(収用委員会予備委員)

略 歴

住 所 豊能郡豊能町

みつ おか まさ し
光 岡 正 史
昭和40年1月6日生

昭和63年 3月	上智大学文学部卒業
平成 3年11月	大和不動産鑑定株式会社入社
同 7年 2月	不動産鑑定士名簿登録
同 9年 6月	国土交通省地価公示評価員
同 13年 4月	大阪府地価調査評価員
同 14年 1月	大阪地方裁判所本庁競売不動産評価人
同 14年 3月	本町不動産鑑定有限会社設立
同 19年 3月	本町不動産鑑定株式会社代表取締役
同 19年10月	不動産鑑定士試験委員
同 21年 5月	社団法人大阪府不動産鑑定士協会理事
同 27年 5月	公益社団法人大阪府不動産鑑定士協会会長
同 27年 5月	近畿不動産鑑定士協会連合会幹事
同 27年 6月	公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会理事
同 28年11月	大阪市不動産評価審議会委員
同 29年 2月	大阪府収用委員会予備委員（現在に至る。）
同 29年 5月	公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会常務理事（現在に至る。）
同 29年 9月	財務省近畿財務局国有財産近畿地方審議会委員（現在に至る。）
同 29年10月	最高裁判所民事調停委員（現在に至る。）
令和 元年 5月	近畿不動産鑑定士協会連合会会長（現在に至る。）

(選任理由)

- ・光岡氏は、平成29年2月1日に収用委員会予備委員に選任された者。
- ・不動産鑑定士として27年にわたる活動実績を有し、近畿不動産鑑定士協会連合会会長等の要職を歴任している。豊富な公職経験を有しており、本委員就任後の適正かつ公正な判断が期待できる。

令和4年9月定例府議会追加提出予定議案の概要
(予算案を除く。)

< 番号36「令和4年度大阪府一般会計補正予算（第9号）の件」【予算案（1件）】 >

【事件議決案（17件）】

番号	件名	概要
37	当せん金付証券発売の件	令和5年度における当せん金付証券の発売限度額を定めるため、当せん金付証券法第4条第1項の規定により議決を求めるもの。 発売限度額 500億円
38	工事請負契約締結の件 (モノレール道整備事業)	(1) 大阪モノレール支柱建設工事（三島工区その1）請負契約 契約金額 13億7,170万円 請負者 株式会社森組 (2) 大阪モノレール支柱建設工事（三島工区その2）請負契約 契約金額 21億430万円 請負者 東洋建設・修成建設コンサルタント共同企業体 (3) 大阪モノレール支柱建設工事（本庄西工区その1）請負契約 契約金額 5億7,148万8,500円 請負者 岸本建設株式会社 (4) 大阪モノレール支柱建設工事（本庄西工区その2）請負契約 契約金額 5億1,905万7千円 請負者 ヤマト工業株式会社
39	工事請負契約締結の件 (都市河川改良事業)	一級河川寝屋川加納元町調節池築造工事（R4本体工）請負契約 契約金額 68億1,670万円 請負者 大林・日本国土・前田特定建設工事共同企業体
40	工事請負契約締結の件 (大阪府立国際会議場計画保全事業)	大阪府立国際会議場吊物舞台機構改修工事請負契約 契約金額 9億2,400万円 請負者 株式会社ニチゾウテック

番号	件名	概要
41	工事請負契約締結の件 (大阪府立出来島支援学校(仮称)改修その他工事)	大阪府立出来島支援学校(仮称)改修その他工事請負契約 契約金額 17億1,600万円 請負者 富国建設・旭工建特定建設工事共同企業体
42	工事請負契約締結の件 (大阪府立出来島支援学校(仮称)改修その他電気設備工事)	大阪府立出来島支援学校(仮称)改修その他電気設備工事請負契約 契約金額 5億1,700万円 請負者 大浪電設株式会社
43	工事請負契約締結の件 (大阪府立出来島支援学校(仮称)改修その他機械設備工事)	大阪府立出来島支援学校(仮称)改修その他機械設備工事請負契約 契約金額 7億8,138万2,800円 請負者 主計管工株式会社
44	工事請負契約締結の件 (阪南港阪南2区浚渫土砂処分等工事その4)	阪南港阪南2区浚渫土砂処分等工事その4請負契約 契約金額 6億1,820万円 請負者 五洋建設株式会社
45	工事委託契約変更の件 (津波・高潮対策事業)	桜島線西九条構内一級河川六軒家川防潮堤補強工事委託契約 (令和3年6月9日議決) 契約金額 9億1,520万5千円 → 7億6,051万3千円 受託者 西日本旅客鉄道株式会社
46	工事請負契約変更の件 (安威川ダム建設工事)	安威川ダム建設工事請負契約(平成26年3月24日議決) 契約金額 361億7,551万6,540円 → 367億6,870万2,540円 請負者 大林組・前田建設工業・奥村組・日本国土開発特定建設工事共同企業体
47	動産買入れの件(ネットワーク機器)	府立中学校及び府立高等学校に設置する校内ネットワーク機器 買入れ金額 13億7,500万円 買入れ先 ミツイワ株式会社

番号	件名	概要
48	動産買入れの件（プロジェクター及びプロジェクター投影対応黒板）	府立高等学校に設置するプロジェクター及びプロジェクター投影対応黒板 買入れ金額 4億95万円 買入れ先 日本電通株式会社
49	動産買入れの件（取調べ録音・録画装置）	大阪府警察本部において使用する取調べ録音・録画装置（設置型） 買入れ金額 9,768万円 買入れ先 株式会社JVCケンウッド・公共産業システム
50	理学療法士及び作業療法士の免許の申請に係る経由事務の遅滞に関する損害賠償の額の決定及び和解の件	理学療法士及び作業療法士の免許の申請に係る経由事務の遅滞に関して、損害賠償の額を決定し、民法第695条の規定により和解するため、議決を求めるもの。
51	指定管理者の指定の件（福祉部所管施設）	(1) 大阪府立障害者交流促進センター 指定期間 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで 指定する団体 公益財団法人フィットネス21事業団 (2) 大阪府立稲スポーツセンター 指定期間 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで 指定する団体 公益財団法人フィットネス21事業団
52	指定管理者の指定の件（環境農林水産部所管施設）	(1) 大阪府民の森ちはや園地及び大阪府立金剛登山道駐車場 指定期間 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで 指定する団体 ちはや園地等管理共同事業体 (2) 大阪府民の森ほりご園地 指定期間 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで 指定する団体 株式会社Andeco (3) 大阪府立花の文化園 指定期間 令和5年4月1日から 令和15年3月31日まで 指定する団体 はなぶんマネジメントパートナーズ

番号	件名	概要
53	指定管理者の指定の件 (都市公園)	久宝寺緑地 指定期間 令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで 指定する団体 都市公園久宝寺緑地指定管理共同体

【条例案（8件）…一部改正8件】

番号	件名	概要
54	職員の給与に関する条例等一部改正の件	<p>令和4年10月の人事委員会の勧告等を踏まえ、所要の改正を行う。</p> <p>〔主な改正内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初任給及び若年層の給料月額の上上げ ・勤勉手当の上上げ <p>〔改正前〕 0.95月 〔改正後〕 1.00月 施行日：公布の日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再任用職員の給料月額の上上げ 施行日：令和5年4月1日 <p>〔関係条例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の給与に関する条例 ・職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例 ・一般職の任期付研究員の採用等に関する条例 ・一般職の任期付職員の採用等に関する条例
55	大阪府旅券法関係事務手数料条例一部改正の件	<ol style="list-style-type: none"> 1 旅券法等の改正に伴い、手数料を新たに設定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・一般旅券の発行の日から6か月以内に受領せず、当該旅券が失効した場合であつて、失効後5年以内に再度一般旅券の発給を申請するとき 4,000円 2 旅券法の改正により、一般旅券の査証欄の増補が廃止されたことから、当該事務に係る手数料を廃止する。 3 大規模な災害の発生に際して、知事が特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができることとする。 <p>施行日：令和5年3月27日ほか</p>
56	大阪府旅券法関係事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件	<p>旅券法等の改正により、現有旅券の確認及び返納の受理に関する事務等が追加されたことに伴い、地方自治法第252条の17の2の条例による事務処理の特例制度に基づき、当該事務を市町村（大阪市を除く。）が処理することとする。</p> <p>施行日：令和5年3月27日</p>

番号	件名	概要
57	大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件	<p>児童福祉法の改正により、認可外保育施設に対する事業の停止等の命令をした旨の公表等の事務が追加されたことに伴い、地方自治法第252条の17の2の条例による事務処理の特例制度に基づき、当該事務を岸和田市ほか30市町村が処理することとする。</p> <p>施行日：公布の日</p>
58	大阪府附属機関条例一部改正の件	<p>大阪府都市公園施設設置者選定委員会の名称を大阪府都市公園施設整備運営事業者選定委員会に改正するとともに、担任する事務を改める。</p> <p>施行日：令和5年1月1日</p>
59	大阪府風致地区内における建築等の規制に関する条例一部改正の件	<p>放送法の改正により、規定の整備（条項ずれ是正）を行う。</p> <p>施行日：公布の日</p>
60	大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件	<p>法人税法の改正により、連結納税制度が廃止されたことに伴い、租税特別措置法において、連結納税制度の適用を受ける法人による短期所有の土地の譲渡に係る宅地造成が優良な宅地の供給等に寄与すると認定する事務が廃止されたことから、当該事務を市町村が処理することとしている規定を削除する。</p> <p>施行日：公布の日</p>
61	府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件	<p>教育公務員特例法の改正により、校長及び教員の研修等に関する記録の作成に関する事務が追加されたことに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条の条例による事務処理の特例制度に基づき、当該事務を豊中市ほか4市町が処理することとする。</p> <p>施行日：令和5年4月1日</p>

【人事案件（3件）】

番号	件名	概要
62	大阪府公安委員会委員の任命について同意を求める件	公安委員会委員高瀬桂子氏の任期が令和4年12月19日に満了となるので、木村知子氏を新たに任命することについて、警察法第39条第1項本文の規定により同意を求めるもの。
63	大阪府収用委員会の委員及び予備委員の任命について同意を求める件	<p>収用委員会の委員及び予備委員の任期満了により、次の各氏を任命することについて、土地収用法第52条第3項の規定により同意を求めるもの。</p> <p>(1) 収用委員会委員に任命する者</p> <p>令和4年12月20日に任期満了となる者の後任者</p> <p>岡本 森廣 氏 (再任)</p> <p>下村 信江 氏 (再任)</p> <p>勝井 映子 氏 (再任)</p> <p>令和5年1月31日に任期満了となる者の後任者</p> <p>西川 和孝 氏 (再任)</p> <p>(2) 収用委員会予備委員に任命する者</p> <p>入江 寛 氏 (再任)</p> <p>光岡 正史 氏 (再任)</p>
64	大阪府土地利用審査会委員の任命について同意を求める件	<p>土地利用審査会委員の任期が令和4年12月22日に満了となるので、次の各氏を任命することについて、国土利用計画法第39条第4項の規定により同意を求めるもの。</p> <p>中谷 清 氏 (再任)</p> <p>中川 元 氏 (再任)</p> <p>客野 尚志 氏 (新任)</p> <p>長島 啓子 氏 (新任)</p> <p>原口 友良 氏 (新任)</p> <p>山田 重雄 氏 (新任)</p> <p>横地寿美子 氏 (新任)</p>

【報告（9件）】

番号	件名	概要
(報告) 42	府営住宅明渡請求に関する訴えの提起、和解及び調停の専決処分の件	<p>家賃滞納者等に対する府営住宅明渡請求に関する訴えの提起、和解及び調停について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分にしたので、同条第2項の規定により報告するもの。</p> <p>(1) 訴えの提起 52件 専決日 令和4年11月2日</p> <p>(2) 和解 51件 専決日 令和4年11月2日</p> <p>(3) 調停 1件 専決日 令和4年11月2日</p>
43	工事請負契約変更の専決処分の件（モノレール道整備事業）	<p>工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分にしたので、同条第2項の規定により報告するもの。</p> <p>(1) 大阪モノレール支柱建設工事（桑才新町工区）請負契約 (令和2年12月21日議決) 専決日 令和4年11月2日</p> <p>(2) 大阪モノレール支柱建設工事（西岩田工区）請負契約 (令和3年3月24日議決) 専決日 令和4年11月2日</p> <p>(3) 大阪モノレール支柱建設工事（松生町工区）請負契約 (令和3年10月11日議決) 専決日 令和4年11月2日</p>
44	工事請負契約変更の専決処分の件（道路改良事業）	<p>工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分にしたので、同条第2項の規定により報告するもの。</p> <p>都市計画道路十三高槻線橋梁上部工等工事（正雀工区その1）請負契約 (令和元年10月25日議決) 専決日 令和4年11月2日</p>
45	工事請負契約変更の専決処分の件（都市河川改良事業）	<p>工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分にしたので、同条第2項の規定により報告するもの。</p> <p>一級河川寝屋川加納元町調整池築造工事（発進立杭）請負契約 (令和2年12月21日議決) 専決日 令和4年11月2日</p>

番号	件名	概要
46	工事請負契約変更の専決処分の件（津波・高潮対策事業）	<p>工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分にしたので、同条第2項の規定により報告するもの。</p> <p>(1) 一級河川六軒家川防潮堤補強工事（朝日橋下流右岸） 請負契約（令和元年10月25日議決） 専決日 令和4年11月2日</p> <p>(2) 一級河川六軒家川防潮堤補強工事（春日出橋上流右岸） 請負契約（令和2年12月21日議決） 専決日 令和4年11月2日</p>
47	工事請負契約変更の専決処分の件（安威川ダム材料採取跡地整備工事）	<p>工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分にしたので、同条第2項の規定により報告するもの。</p> <p>安威川ダム材料採取跡地整備工事請負契約 （令和2年3月24日議決） 専決日 令和4年11月2日</p>
48	工事請負契約変更の専決処分の件（大阪府営住宅建設事業）	<p>工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分にしたので、同条第2項の規定により報告するもの。</p> <p>(1) 大阪府営堺宮山台4丁目第2期高層住宅（建て替え）新築工事請負契約（令和2年12月21日議決） 専決日 令和4年11月2日</p> <p>(2) 大阪府営豊中新千里東第3期高層住宅（建て替え）新築工事請負契約（令和3年3月24日議決） 専決日 令和4年11月2日</p>
49	工事請負契約変更の専決処分の件（大阪府警察署施設整備事業）	<p>工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分にしたので、同条第2項の規定により報告するもの。</p> <p>大阪府守口警察署旧庁舎撤去工事請負契約 （令和3年6月9日議決） 専決日 令和4年11月2日</p>
50	副首都推進本部（大阪府市）会議の合意事項及び合意事項についての進捗状況に関する報告の件	<p>副首都推進本部（大阪府市）会議の合意事項及び合意事項についての進捗状況について、大阪府及び大阪市における一体的な行政運営の推進に関する条例第7条第2項の規定により報告するもの。</p>

